特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	子ども・子育て支援に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宇土市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
宇土市長

公表日
令和5年12月7日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、教育・保育施設利用における支給認定、施設の利用調整や保育所における入所決定、利用者負担額の決定を行う。
③システムの名称	総合行政システム子ども・子育て支援、中間サーバ、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）、マイナポータル申請管理システム、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
子ども・子育て支援情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1　8、94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第8条、第68条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会） 番号法第19条第8号 別表第2　13、16、116の項 別表第2主務省令　10条の3、12条、59条の2の2

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市健康福祉部子育て支援課　〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51番地　電話0964－22－1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市健康福祉部子育て支援課　〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51番地　電話0964－22－1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人以上　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	Ⅰ．１．②（事務の概要）	児童福祉法，子ども・子育て支援法に基づき，教育・保育施設利用における支給認定，施設の利用調整や保育所における入所決定，利用者負担額の決定を行う。	児童福祉法（昭和22年法律第164号），子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき，教育・保育施設利用における支給認定，施設の利用調整や保育所における入所決定，利用者負担額の決定を行う。	事後	変更は，文言の整理のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月18日	Ⅰ．３（法令上の根拠）	番号法別表第一　８，９４	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1　8,94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第8条，第68条	事後	変更は，文言の整理及び主務省令の追記のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月18日	Ⅰ．４．②（法令上の根拠）	番号法別表第二　１２，１５，１１６	（情報照会） 番号法第19条第7号　別表第2　13，16，116の項	事後	変更は，文言の整理のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成28年4月1日	Ⅰ．５．②（所属長）	子育て支援課長　小山　郁郎	子育て支援課長　岡田　郁子	事後	変更は，人事異動に伴うもののみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月18日	Ⅱ．１（いつの時点の計数か）	平成27年6月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月18日	Ⅱ．２（いつの時点の計数か）	平成27年6月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成30年4月9日	５．評価実施期間における担当部署　②所属長	子育て支援課長　岡田　郁子	子育て支援課長	事後	変更は，様式改訂に伴うものであり，しきい値判断結果に変更がないため，重要な変更に該当しない。
令和2年1月6日	Ⅰ．１．③（システムの名称）	福祉総合システムWEL＋子ども・子育て支援	総合行政システム子ども・子育て支援	事前	システムの全面入替え

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月6日	Ⅱ．１（いつの時点の計数か）	平成30年12月31日時点	令和1年10月31日時点	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅱ．２（いつの時点の計数か）	平成30年12月31日時点	令和1年10月31日時点	事前	システムの全面入替え
令和2年11月13日	Ⅱ．１（いつの時点の計数か）	令和1年10月31日時点	令和2年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和2年11月13日	Ⅱ．２（特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か）	500人未満	500人以上	事後	RKKの基幹系システムになったことにより，子ども・子育て支援の台帳とマイナンバーが紐づいたため
令和2年11月13日	Ⅱ．２（いつの時点の計数か）	令和1年10月31日時点	令和2年10月31日時点	事後	上記取扱者数を変更したが，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月1日	Ⅰ．１．③（システムの名称）	総合行政システム子ども・子育て支援	総合行政システム子ども・子育て支援，中間サーバ，団体内統合宛名システム	事後	変更は，既存システムの名称を追加するものであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月1日	Ⅰ．４．②（法令上の根拠）	（情報照会） 番号法第19条第7号　別表第2　13，16，116の項	（情報照会） 番号法第19条第8号　別表第2　13，16，116の項	事後	変更は，根拠法令の改正に伴う号ずれのみであり，しきり値診断結果に変更がないため
令和3年11月1日	Ⅱ．１（いつの時点の計数か）	令和2年10月31日時点	令和3年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月1日	Ⅱ．２（いつの時点の計数か）	令和2年10月31日時点	令和3年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月1日	Ⅳ．６情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（提供）	[○]接続しない（提供）	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携（情報提供）を行っていないため，修正するもの
令和3年11月1日	Ⅳ．６情報提供ネットワークシステムとの接続（不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か）	[　十分である　]	[　　]	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携（情報提供）を行っていないため，修正するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月1日	Ⅰ．１．③（システムの名称）	総合行政システム子ども・子育て支援，中間サーバ，団体内統合宛名システム	総合行政システム子ども・子育て支援，中間サーバ，団体内統合宛名システム，サービス検索・電子申請機能（マイナポータル），マイナポータル申請管理システム，申請管理システム	事前	R5.1月からサービス検索・電子申請機能（マイナポータル）を利用するため
令和4年11月1日	Ⅰ．４．②（法令上の根拠）	（情報照会） 番号法第19条第8号　別表第2　13，16，116の項	（情報照会） 番号法第19条第8号 別表第2　13，16，116の項 別表第2主務省令　10条の3，12条，59条の2の2	事後	変更は，情報連携の対象情報として「公的給付支給等口座登録簿関係情報」を追加するものであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年11月1日	Ⅱ．１（いつの時点の計数か）	令和3年11月30日時点	令和4年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年11月1日	Ⅱ．２（いつの時点の計数か）	令和3年11月30日時点	令和4年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月7日	Ⅱ．１（いつの時点の計数か）	令和4年10月31日時点	令和5年10月31日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月7日	Ⅱ．２（いつの時点の計数か）	令和4年10月31日時点	令和5年10月31日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため